## 「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。

「音声が聞こえない」「音声で話すことができない」など聴覚障がい者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

平成18年12月に国連総会において「障害者権利条約」が採択され、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に知らせ、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。

よって本市議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に知らせ、聞こえない子 どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語と して普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」を制定 すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月20日

静岡県牧之原市議会

宛先

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣 文部科学大臣・厚生労働大臣